

令和 7 年度地域公共交通計画変更認定申請 (フィーダー補助活用) 関係について

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 7 月 1 9 日

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター
「いなぼう」

1. 補助要件について

- 令和7年度フィーダー補助に係る計画認定申請については、第2回当該会議で承認（令和6年6月25日付）され、同年6月27日付で申請書を提出済。
- 当該申請については、令和4年3月策定の地域公共交通計画で位置づけされているデマンド交通「チョイソコいながわ」のみが対象。（要綱別表7の基準）
- 杉生線系統については、旅客運送サービス継続事業の認定を受けることで、補助金の算定式等緩和措置（補助要綱別表10の基準）を受けることが可能となる。
- 杉生線系統の補助を受けるには、地域公共交通計画において、補助系統（チョイソコいながわ・杉生線）の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等を記載することが必須となっているため、猪名川町地域公共交通計画の変更の後、再度フィーダー補助金に係る計画の変更認定申請を行うもの。

《補助金の算定式》

【要綱別表7の基準】＝チョイソコいながわのみ
地域公共交通計画を策定した場合の算定式

☆ 対象人口×120円+200万円

【要綱別表10の基準】＝チョイソコいながわ+杉生線系統
地域旅客運送サービス継続事業の認定を受けた場合

☆ 市町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

※ 国総地第114号令和6年1月17日付通知 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

☆ R6.6.27

R7フィーダー計画認定申請（「チョイソコいながわ」のみ）



☆ R6.7.19

地域公共交通計画変更

R7フィーダー計画変更認定申請にかかる協議



☆ R6.7下旬

地域公共交通計画変更（サービス継続事業を位置づけ）



☆ R6.7下旬

サービス継続事業計画策定・認定申請



☆ R6.8上旬

サービス継続計画大臣認定



☆ R6.8下旬

R7フィーダー計画変更認定申請（「杉生線系統」追加）

2. 地域公共交通会議において協議すべき事項

地域公共交通計画（本体）へ記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
2. 「1.」の位置づけ・役割を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

※議案1 猪名川町地域公共交通計画 改定（案）の審議内容

地域公共交通計画（別紙）に記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
2. 補助系統の概要及び運送予定者
3. 補助系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

※議案2 令和7年度地域公共交通計画変更認定申請（フィーダー補助活用）の審議内容

3. 杉生線地域旅客運送サービス継続計画策定・認定申請について

サービス継続実施計画へ記載する事項

1. 目的

退出意向の申出が提出された阪急バス株式会社が運行するバス路線（杉生線）について、影響を受ける住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施区域

猪名川町：松尾台、伏見台、原、紫合、北野、北田原、万善、木津、木間生、朽原、笹尾、清水、鎌倉、島、西畑、柏原

3. 事業の内容・実施主体

実施区域	猪名川町
事業主体	阪急バス株式会社
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業
態様	路線定期運行
運行期間	令和6年10月1日～令和13年3月31日
運行路線	別紙1路線図のとおり
運行日	毎日
運行時間・便数	別紙2時刻表のとおり
運行車両	大型車両2台、中型車両1台
運賃体系	別紙3運賃表のとおり

4. 地方公共団体による支援の内容

国、県等の協力を得ながら当町において、以下のような支援を行う。
・事業実施に伴う欠損額の補助
・運行内容、利用案内等の町のホームページ・広報誌・ちらし等への作成・掲出・配布
・利用実態調査の実施と結果を踏まえた運行改善等の検討・実施
・運行を支援する協力企業・団体等との調整
・目的施設との待合環境等の調整・整備
・沿線でのバスの乗り方教室の実施
・他の交通事業者との運行調整
・関係機関への補助申請の支援
・交通管理者・道路管理者との協議の支援等

5. 実施予定期間 令和6年10月 ～ 令和13年3月

6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

項目	総事業費 (千円)	内訳 (千円)	調達方法	
			調達主体	補助金等
民間バス路線 による継続	283,225千円	補助金 232,746千円	・阪急バス(株) ・猪名川町地域 公共交通会議	・地域内フィー ダー系統確保維 持費国庫補助金 ・猪名川町補助金
		その他 50,479千円	・阪急バス(株)	・運賃収入等

7. 事業の効果

項目	事業の効果
民間バス路線 による継続	運行の維持が困難な杉生線（阪急バス株式会社）について、地域旅客運送サービス継続事業を実施し、運行を維持・効率化する。
当該路線の利用者数	現況値：29,670人 ※阪急バス株式会社の令和4年度 (令和4年10月～令和5年9月)の数値